



## 関係機関との連携

(第6条・11条関係)

犯罪被害等の支援には  
関係する機関が円滑な連携と協力を  
行う必要があります

そこで、平成29年3月  
条例の施行に先立ち  
「天理警察署」  
「なら犯罪被害者支援センター」  
と連携のための  
協定書を取り交わしました

奈良県公安委員会指定 犯罪被害者等早期援助団体  
(公社) **なら犯罪被害者支援センター**

犯罪・事故などの被害に遭われた方や  
その家族の方々を支援するために設立された  
民間のボランティア団体です

電話：0742-24-0783

### 【支援の例】

#### 電話相談

専門的な研修を受けたボランティアの  
相談員が、親身になって相談に応じます

#### 法律相談・カウンセリング等

必要に応じて、弁護士・臨床心理士等が  
法律相談・カウンセリング等を実施します  
(事前予約が必要、一部を除き有料)

#### 病院や裁判所等への付き添い

必要に応じて自宅訪問や  
検察庁・警察署・病院・裁判所等へ  
の付き添い支援を行います



## 相談窓口や情報提供

(第6条関係)

町では犯罪被害者やそのご家族が  
直面するさまざまな問題について  
総合的な相談の窓口を設けます

必要な福祉サービスの窓口につないだり  
専門の支援機関につないだり  
相談者のニーズに沿った窓口にご案内します

川西町役場住民保険課  
電話：0745-44-2611

### 犯罪被害者等のための主な相談窓口

奈良県公安委員会指定 犯罪被害者等早期援助団体  
公益社団法人 **なら犯罪被害者支援センター**  
電話：0742-24-0783  
性被害専用相談電話：090-1075-6312

**ナポくん相談コーナー (奈良県警察)**  
電話：#9110

**性犯罪被害相談110番 (奈良県警察)**  
電話：0742-24-4110

**県の犯罪被害相談窓口 (奈良県庁人権施策課)**  
電話：0742-27-8726

**天理警察署**  
電話：0743-62-0110

**日本司法支援センター  
法テラス犯罪被害者支援ダイヤル**  
電話：0570-079714

## 川西町犯罪被害者等支援条例

(平成29年4月施行)



犯罪被害者等支援シンボルマーク  
「ギョuttoちゃん」

だれもがある日突然  
犯罪の被害者になるおそれがあります  
被害者は 生命を奪われ 家族を失い  
傷害を負われ 財産を奪われるといった  
直接的な被害だけでなく  
周囲の無理解や配慮に欠けた対応による  
間接的な被害にも苦しめられます

この条例は こうした被害者が  
一日でも早く被害から回復し  
地域で暮らし続けるために  
必要な支援や施策を定めています

## 川西町



## 見舞金の支給

(第7条関係)

犯罪によって亡くなられた方のご遺族に  
遺族見舞金：30万円

犯罪によって重傷を負われたご本人に  
傷害見舞金：10万円

を支給します。

※支給には要件があります

## 国の犯罪被害給付制度

国の犯罪被害者等への支援の一つとして  
「犯罪被害者等給付金の支給等による  
犯罪被害者等の支援に関する法律」  
に基づいた給付制度があります

遺族給付金：320万円～  
重傷病給付金：上限120万円  
障害給付金：18万円～

※支給には要件があります

問い合わせ  
奈良県警察本部県民サービス課  
0742-23-0110



## 住居の安定

(第8条関係)

町では犯罪被害者やそのご家族が  
犯罪によってこれまでの住居に  
住むことができなくなった場合  
町営住宅へ一時的（1年を超えない範囲）に  
入居できるように配慮します

町営住宅に空きがない場合や  
町外への異動については  
奈良県とも調整を行います

## 奈良県の支援

「奈良県犯罪被害者等支援条例」に基づき  
犯罪被害者等の被害の早期回復や軽減を図り  
平穏な生活が営むことができるよう  
必要な支援を行っています

### 【支援の例】

相談及び情報の提供  
心身のケア  
安全の確保  
住居の配慮  
日常生活の支援 等

問い合わせ  
奈良県くらし創造部人権施策課  
0742-27-8716



## 広報・啓発 教育活動

(第9条・10条関係)

犯罪被害に遭ってしまうまでは  
支援の情報は見過ごしてしまうことが  
多いかもしれません  
いざというときに思い出せるように  
日ごろから広報に努めます

また 犯罪被害者等への中傷等による  
二次被害を予防するため  
人権について教育や啓発を行っていきます



## 住民の役割

(第5条関係)

犯罪被害者やそのご家族は  
目に見える被害だけでなく 心身の苦痛  
周囲からの理解不足や中傷などにも  
苦しめられていることがあります

こうした状況を町民一人ひとりが認識し  
二次的な被害防止に配慮をお願いします

犯罪被害者やそのご家族が  
平穏な生活を取り戻すには 行政だけでなく  
地域の温かい理解と支えが必要です

また 事業所の方には  
被害者の就労や勤務について  
配慮していただくようお願いします